くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和６年６月27日
関東管区行政評価局


行政相談マスコット
キクーン

労災保険を使って歯科診療を行う場合、消費税が非課税となることを周知

―行政改善推進会議の審議結果を踏まえ埼玉労働局にあっせん―

総務省関東管区行政評価局は、以下の行政相談を端緒に、関東管区行政評価局行政改善推進会議で審議した結果を踏まえ、令和６年６月27日、厚生労働省埼玉労働局にあっせんしました。

行政相談

勤務中の事故で前歯を折ったため、労災保険を使ってセラミックのクラウンをかぶせる治療を行った。治療費を一旦全額自己負担し、その後、労働基準監督署に労災保険の請求を行ったところ、請求額のうち消費税相当額が支給されなかった。

労働基準監督署に相談しながら治療・請求を行ったのに満額支給されないのはおかしい。

当局の調査で分かったこと

- 健康保険・国民健康保険などの公的医療保険が適用されない診療は、「自由診療」と呼ばれる。医療機関が自由診療を行う場合、通常は消費税相当額を徴収する。
- 労災保険が適用される診療は、原則健康保険に準じており、通常、消費税は非課税となる。
- 医療機関が窓口で誤って消費税相当額を徴収した場合、患者が労災保険の請求を行うと、支給額から消費税相当額が差し引かれてしまう。
- 労働局・労働基準監督署は、患者や歯科医院に対し、労災診療は消費税が非課税となることを説明していない。
- 歯科医院は労災保険非指定の医療機関が多い上、労災保険診療を扱う機会が少ないこともあり、誤って消費税相当額を徴収したり、診療単価が本来１点12円のところ、１点10円で計算してしまうなどの事例が発生している。



行政改善推進会議の審議結果を踏まえ埼玉労働局にあっせん

埼玉労働局は、行政改善推進会議の意見を踏まえ、他県の労働局の取組を参考に、管内の歯科医院に対し、労災保険の請求手続と併せて、労災保険が適用される診療は、通常、消費税が非課税となることを周知する必要がある。

労災保険制度の概要

○　労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行う制度である。
○　労災保険指定医療機関では、患者は無料で治療が受けられる。非指定の医療機関で治療を受けた場合は、患者が治療費を一旦全額自己負担し、その後、労働基準監督署に請求すれば支給される。
○　労災保険を適用する場合の治療費は、厚生労働省が定める「労災診療費算定基準」に基づき算定される。内容は基本的に社会保険診療に準ずるが、診療単価は、社会保険診療の1点10円に対し1点12円（注）とされており、初診料等も社会保険診療より高い額が設定されている。
（注）法人税が非課税とされている医療機関は11.5円
○　欠損した歯にクラウンをかぶせるなどの一部の治療については、原則として1本8万円を上限に、保険適用外の材料を使用することができる。

埼玉労働局の説明

・　労災保険の請求のため、患者から労働基準監督署に提出される領収書等の中には、消費税相当額が表示されているものがある。そのような場合、労災保険で消費税相当額を支給することはできないため、消費税相当額を差し引いて支給する。
・　歯冠補修等で保険適用外の治療を行った場合、労災保険指定医療機関であっても、非指定の医療機関と同様、患者が治療費を一旦全額自己負担し、労働基準監督署に請求することになるが、そのような場合、通常は治療費に消費税相当額は含まれていない。
・　歯科医院から問合せがあった際は、審査結果によっては請求額全額が支給されない場合があることを説明しているが、労災診療は、通常、消費税が非課税となることは説明していない。
・　非指定医療機関の中には、診療報酬を誤って1点10円で計算しているものもみられる。このような場合、患者が医療機関に支払った金額を基に審査を行っており、訂正の依頼等は行っていない。

埼玉県歯科医師会の説明

・　県内のほとんどの歯科医院が労災保険非指定であり、労災保険を使った診療を行う機会が少ないため、労災保険の制度や手続について、詳しく承知していない歯科医院が多いと思われる。
・　公的医療保険が適用されない、いわゆる自由診療の場合、通常は消費税相当額を徴収するため、歯科医院が労災保険制度について十分な知識を有していない場合、労災保険診療でも消費税相当額を徴収してしまう可能性がある。

行政改善推進会議の主な意見

患者と歯科医院との間で無用なトラブルが発生しないよう、労働局から管内の歯科医院に対し、労災保険の請求手続と併せて、労災保険が適用される診療は、通常、消費税が非課税となることを周知する必要があると考えられる。

（本件に関する連絡先）
関東管区行政評価局　総務行政相談部　首席行政相談官室
電話：048-600-2300（代表）

（参考）

行政改善推進会議とは

行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政の改善を推進することを目的に設置（令和６年2月1日に行政苦情救済推進会議から名称を変更）

関東管区行政評価局行政改善推進会議の構成員

（座長）　利根 忠博（埼玉県法人会連合会相談役、埼玉県経営者協会名誉会長）
（構成員）大野 茂利（株式会社テレビ埼玉取締役報道制作局長）
加村 啓二（弁護士、埼玉調停協会連合会顧問、埼玉県公安委員会委員長）
砂生 敏一（株式会社埼玉新聞社編集局長）
外山 公美（NPO 法人政策マネジメント研究所 理事長、日本オンブズマン学会名誉理事長）
南　 靖武（関東行政相談委員連合協議会会長、東京行政相談委員協議会会長）
山口 洋子（特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう理事）